

1 新しい規制へ

令和3年7月に熱海市で起きた土石流災害を踏まえ、従来の宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が施行されました。

今後は盛土規制法により、盛土等に伴う災害の防止を目的として、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することとなります。

さらに、生活環境の保全を目的として、「静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例」（通称「盛土環境条例」）では、汚染された土砂等により生活環境への悪影響が生じないように、規制を行います。

<被害の状況>

人的被害			
死者	負傷者		計
	重傷	軽傷	
28人	1人	3人	32人

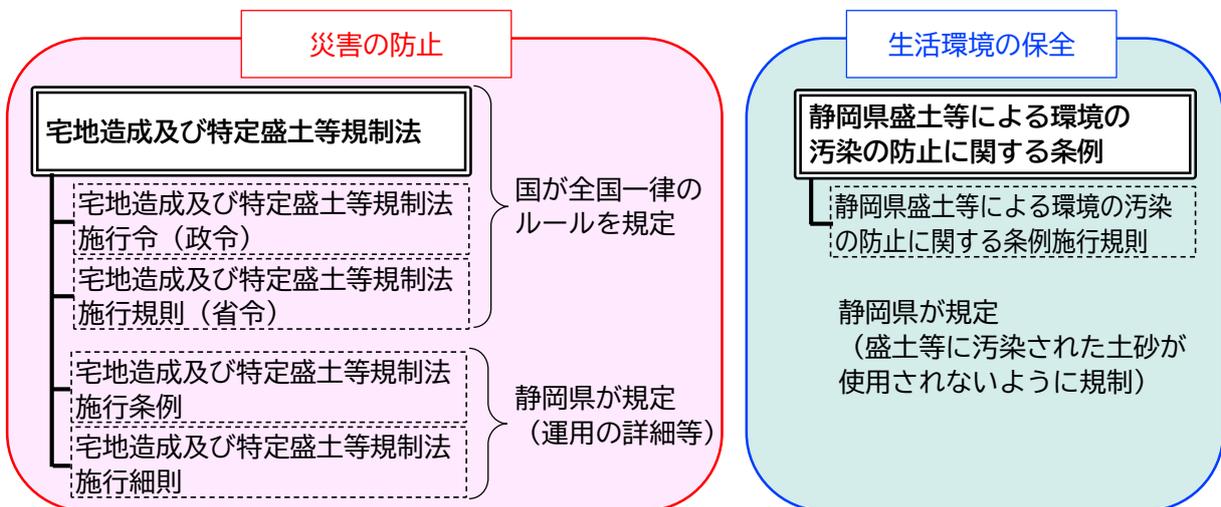
住宅被害			
全壊	半壊	一部損壊	計
53棟	11棟	34棟	98棟

<被災地の状況>



2 法律・条例等の体系

災害の防止については盛土規制法の枠組みにより、生活環境の保全については盛土環境条例の枠組みにより規制されます。



3 宅地造成等規制法から盛土規制法へ

従来の宅地造成等規制法が令和4年5月に改正され、令和7年5月26日から盛土規制法による規制が開始されることとなりますが、その改正のポイントは以下のとおりです。

①スキマのない規制

- ・土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に危害を及ぼしうる区域を規制の対象となる区域として指定
- ・農地・森林の造成や、一時的な土石の堆積などが、規制の対象に追加



②盛土等の安全性の確保

- ・地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- ・許可基準に沿って安全対策が行われているかを確認するため、検査や定期報告が必要

- ・技術的基準（盛土の形状、排水施設ほか）
- ・資力・信用・能力（工事主・施行者ほか）
- ・その他（住民周知、地権者等同意ほか）



③責任の所在の明確化

- ・土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することが明確化
- ・災害防止のために必要なときは、土地の所有者や原因行為者等に対して、勧告や改善命令が可能



④実効性のある罰則の措置

- ・無許可行為や命令違反等に対する罰則について、高い水準に強化
- ・最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下



4 盛土条例から盛土環境条例へ

従来の盛土条例を改正し、盛土環境条例として令和7年5月26日から施行します。これまで「災害の防止」と「生活環境の保全」を目的として規制してきましたが、「災害の防止」は盛土規制法に一本化し、「生活環境の保全」の規制も合理化しました。

条例改正により一本化・合理化

種別		改正前	改正後
条例の名称		静岡県盛土等の規制に関する条例	静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例
規制の目的	災害の防止	規制有	規制なし (盛土規制法へ一本化)
	生活環境の保全	規制有	規制有 (一部合理化)
規制対象の行為		盛土・堆積・埋立て	盛土・土石の堆積・埋立て (盛土・土石の堆積は盛土規制法の許可対象のみ)
規制対象規模		面積 1,000 m ² 以上 又は土量 1,000 m ³ 以上	面積 1,000 m ² 以上
住民周知の方法		「説明会開催」のみ	「説明会開催」、「書面配布」、「掲示板及びインターネット掲示」のいずれか

<生活環境の保全に関する規制の一部合理化>

種別		改正前	改正後
基準不適合土砂による盛土		禁止	禁止
搬入土砂の汚染に関する確認書類		<ul style="list-style-type: none"> 土地の利用状況等の調査結果 土壌分析調査の結果 のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> 土地の利用状況等の調査結果 土壌分析調査の結果 採石法、砂利採取法の認可書 再生資源利用促進計画 のうち必要なもの※
水質・土壌の調査	開発型盛土の場合	分析調査は必要	搬入時に汚染がないことが確認できれば不要
	処分型盛土の場合		分析調査は必要
	土石の堆積の場合		分析調査は不要 (汚染のおそれの確認は必要)
	埋立ての場合		分析調査は必要

※ 複数の組合せを求めることがあります。